

(公財)新潟ろうきん福祉財団
2025年度市民活動団体助成事業特別助成金(利子助成)募集要項

1. 目的

この募集要項は、県内の福祉やまちづくり等公益的事業に取り組むNPO法人が、自ら行う事業の実施に際して金融機関等の融資を利用する場合に、当該融資にかかる利息の全額又は一部に相当する金額を交付し(以下「利子助成」という。)、NPO法人の負担を軽減することで、NPO法人の活動を支援することを目的として実施する市民活動団体助成事業特別助成金の募集について定める。

利子助成金の交付は、この要項の定めるところにより、予算範囲内において、「2025年度市民活動団体助成事業募集要項」にもとづく特別助成金として実施する。

2. 定義

この要項において、次に掲げる用語の定義は、それぞれに定めるところによる。

- (1)「NPO法人」とは、特定非営利活動法人のことをいう。
- (2)「金融機関等」とは、新潟県内においてNPO法人の活動を支援するための融資制度を有し、第三者による公益性審査委員会等の機関を設置し、公益性を担保している金融機関等をいう。

3. 助成対象

次の各号のいずれにも該当するNPO法人とする。ただし、同一融資に関わる他の利子助成制度を受ける場合は、対象外とし、利用が判明した場合は、理由の如何を問わず交付した全ての助成金の返還を求める。

- (1)市民活動団体助成事業選考委員会において、助成金の対象団体として選定されたNPO法人。
- (2)事業に必要な資金を金融機関等からの融資により調達し、返済等に伴う利息を支払ったNPO法人。
- (3)定義(2)の公益性審査委員会等にて、公益性を担保していることを確認されたNPO法人。

4. 助成対象期間・金額

助成の対象期間は2024年4月1日から2025年3月31日までとし、助成金額は返済方法等に応じて以下の通りとする。

- (1)分割払いの場合は、対象期間内に支払った利息額を助成する。
- (2)一時払いの場合は、対象期間内に支払った利息額を助成する。ただし、返済期日前に完済(繰上げ返済)となった場合は次のとおり取り扱う。
 - ①対象期間内に完済した場合は支払利息から戻し利息を控除した金額を助成する。
 - ②対象期間後に完済した場合は、戻し利息相当額を返金する。
- (3)当座貸越の場合は対象期間内の貸越利息決算日に発生した貸越利息金額を助成する。
- (4)延滞利息は対象としない。

5. 助成金額の上限

助成対象期間中に実際に支払った利息総額を対象とするが、1団体の上限を10万円以内とする。ただし、予算額に達した時はさらに減額する場合がある。

6. 助成申込方法

- (1)助成金を申し込むNPO法人は、応募申込書に次に掲げる書類を添付して申し込まなければならない。

- ①2025年度市民活動団体助成事業特別助成金(利子助成)申込書
- ②融資実行(新規・書替)計算書(写)
- ③返済予定表(写)…分割返済の場合、助成対象期間の全てが掲載されているものを添付
- ④ご融資利息計算書(写)…返済期日前に全額繰上返済をした場合に添付
- ⑤当座預金決算のご案内(写)…当座貸越を利用した場合に添付
その他財団が必要とする書類

- (2)助成金の申し込みは、金融機関等への返済に伴い利息を支払った実績をもって行うものとする。

- (3)助成申込書の入手は、財団ホームページからダウンロードするか、事務局に請求する。

(<https://www.zaidan-hukushi.or.jp>)

(4) 募集期間は、2025年4月1日(火)～2025年4月25日(金)消印有効とする。

7. 助成決定と交付

(1) 助成金の決定

助成金の決定は、市民活動団体助成選考委員会の審査に基づき、決定する。

(2) 助成金交付

財団理事会の承認に基づき2025年6月上旬頃までに交付する。

(3) 交付方法

特別助成金振込口座申出書に基づき、指定された普通預金口座に振込む。

(4) 特別助成金の返還

特別助成金交付決定後、繰上返済を行い「戻し利息」が発生した場合は、当該融資の「ご融資利息計算書」の提出を求め、特別助成金交付額の一部返還を求める。

8. 個人情報の取り扱い

申込書に記載の個人情報は、①当財団が行う市民活動団体助成事業のほか、②市場調査、データ分析による当財団の事業に関する研究および開発のため、適切な業務の遂行に必要な範囲で利用いたします。

以 上